

飲食店や給食施設などで調理業務に
従事している調理師は

調理師業務従事者届 を出しましょう

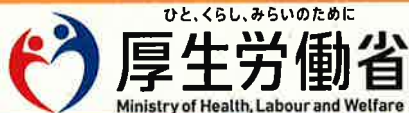
令和4年12月31日現在の状況を

令和5年1月15日までに

千葉県知事指定届出受理機関

一般社団法人千葉県調理師会に届出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています



●照会先：一般社団法人千葉県調理師会 〒260-0015 千葉市中央区富士見2-3-1塚本大千葉ビル7階
TEL 043-225-7736 FAX 043-225-5995 E-MAIL chiba-ck@helen.ocn.ne.jp
HPアドレス <http://chiba-cyourishik.sakura.ne.jp>
(千葉県担当課：健康福祉部健康づくり支援課)